

## 銚田市学校跡地利活用事業提案型一般公募に係る審査要領

### 1 評価方法

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の評価は、本要領に基づいて行う。
- (2) 評価基準は、2のとおりとする。
- (3) 評価点は、評価項目ごとにA～Eの5段階に評価し、評価項目ごとの配点に下記に示す評価割合を乗じて得たものを点数とする。

	A	B	C	D	E
評価	非常に優れている	優れている	普通	劣っている	非常に劣っている
評価割合	100%	80%	50%	20%	0%

- (4) 優先事業者を選定するための審査は、「銚田市学校跡地利活用事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- (5) 審査委員会は、評価した結果を総合的に審査した上で優先事業者を決定する。ただし、評価点を合計した最高点が満点の1/2未満であるときは、該当がなかったものとする。

## 2 評価基準

評価項目	評価基準	配点
事業内容及び特色	事業内容及び特色が明確に示されているか	30
	市や地域に有益な事業となっているか	30
	市の計画と関連性のある事業内容となっているか	20
事業スケジュール	事業化までのスケジュールが明確かつ適切に示されているか	20
管理運営方法	事業を実施する体制や管理方法は適切なものとなっているか	20
地域に対する配慮	地域防災や地域活動に対する配慮や連携が示されているか	20
	地域住民の雇用を促進する内容となっているか	20
施設利用レイアウト	施設配置は実現性の高いものとなっているか	20
プレゼンテーション	プレゼンテーションは解りやすく説得力があり、質問に対する応答は的確であるか	10
価格評価	配点×(見積金額/最高見積金額)	10
合 計		200